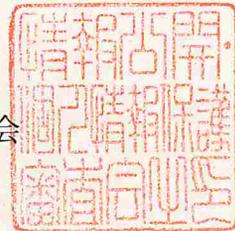


山 中 理 司 様

情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会



理 由 説 明 書 の 写 し の 送 付 及 び 意 見 書 又 は 資 料 の 提 出 に つ い て (通 知)

下 記 1 の 諮 問 事 件 に つ い て ， 別 添 の と お り ， 当 審 査 会 に 諮 問 庁 か ら 提 出 さ れ た 理 由 説 明 書 の 写 し を 送 付 し ま す 。

ま た ， あ な た は ， 下 記 1 の 諮 問 事 件 に つ い て ， 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 設 置 法 第 1 1 条 の 規 定 に 基 づ き ， 当 審 査 会 に 対 し ， 意 見 書 又 は 資 料 を 提 出 す る こ と が で き ま す が ， 当 審 査 会 に お い て ， 下 記 2 の と お り 提 出 期 限 を 定 め た の で ， 通 知 し ま す 。

記

1 諮 問 事 件

諮 問 番 号 : 令 和 2 年 (行 情) 諮 問 第 4 4 5 号

事 件 名 : 判 決 後 の 実 刑 収 容 の 実 態 と し て ， 刑 の 執 行 確 保 に 重 大 な 支 障 が 生 じ て い る 状 態 が 発 生 し て い る か ど う か に つ い て ， 大 阪 高 等 検 察 庁 が 作 成 し た 文 書 の 不 開 示 決 定 (適 用 除 外) に 関 す る 件

① 提 出 期 限

令 和 2 年 1 0 月 6 日 (火)

② 提 出 方 法

任 意 の 様 式 に よ り 作 成 し た 書 面 を ， 持 参 す る か ， 郵 送 又 は フ ァ ッ ク ス で 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 事 務 局 に 提 出 し て く だ さ い 。

ま た ， 提 出 さ れ た 意 見 書 又 は 資 料 は ， 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 設 置 法 第 1 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 送 付 を し ， 又 は 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 閲 覧 を さ せ る こ と が あり 得 ま す の で ， そ の 適 否 に つ い て の あ な た の お 考 え を ， 別 紙 「 提 出 す る 意 見 書 又 は 資 料 の 取 扱 い に つ い て 」 に 記 入 し ， 意 見 書 又 は 資 料 に 添 付 し て く だ さ い 。

な お ， 別 紙 に お い て ， 諮 問 庁 に 対 し ， 送 付 を し ， 又 は 閲 覧 を さ せ る こ と に つ き 「 差 支 え が な い 」 旨 の 回 答 の あ っ た 意 見 書 又 は 資 料 に つ い て は ， 調 査 審 議 の 効 率 化 ， 争 点 の 明 確 化 等 の 観 点 か ら ， 特 段 の 事 情 の な い 限 り ， 諮 問 庁 に 対 し ， そ の 写 し を 送 付 す る こ と と し ま す の で ， 御 了 承 願 い ま す 。

連 絡 先 : 総 務 省 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

〒 100-0014 東 京 都 千 代 田 区 永 田 町 1-11-39

永 田 町 合 同 庁 舎 4 階

TEL 03-5501-1723

FAX 03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏 名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

[]

諮問庁: 検事総長

理由説明書

第1 開示請求の内容及び処分庁の決定

1 開示請求の内容

本件開示請求は、「判決後の実刑収容の実態として、刑の執行確保に重大な支障が生じている状態が発生しているかどうかについて、大阪高検が作成した文書（最新版）」を対象としたものである。

2 処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、開示請求に係る行政文書は「訴訟に関する書類」に該当し、その存否はともかく、その請求からして、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第53条の2第1項の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）の適用が除外されるとして、不開示決定を行った（以下「原処分」という。）。

第2 諮問の要旨

審査請求人は、「個別の刑事事件とは別に、判決後の実刑収容の実態として、刑の執行確保に重大な支障が生じている状態が発生しているかどうかを調査した文書は存在すると思われるところ、そのような趣旨で作成された文書は「訴訟に関する書類」には該当しないといえる。」として、原処分を取り消すとの決定を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

第3 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法第47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法第53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑

事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること、③類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、「訴訟に関する書類」については、法の適用除外とされたものである。

また、刑訴法第53条の2は、法及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外について規定しているところ、同条が、その適用除外対象について、「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類及び押収物の全てが同項の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

第4 本件対象文書が「訴訟に関する書類」に該当することについて

処分庁において、審査請求人に対して文書の特定を求めたところ、審査請求人から「控訴審判決後、弁護士等からの保釈請求に対する検察官の意見書には、捜査報告書が添付されていると思うが、自分が開示を請求している行政文書は、その捜査報告書を作成する上で必要とした文書である」旨申立てを受けたため、処分庁において、個別の刑事事件に係る弁護士等からの保釈請求について、裁判所から検察官の意見を求められた際に、当該意見書と併せて提出する捜査報告書を作成するための基礎資料として作成された文書を対象文書として特定したとのことであるが、その内容は、被告人氏名、勾留罪名、判決罪名などの個別事件の情報のほか、当該被告人の収容状況等が記載されており、類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きい情報である上、処分庁に確認したところ、当該文書は、捜査・公判以外の業務で作成することが予定されている統計などの類いの行政文書ではなく、前述のとおり、保釈請求があった際に検察官の意見書と併せて裁判所に提出する捜査報告書を作成するためだけに、その基礎資料として作成された文書であるとのことから、その作成過程は、当該捜査報告書と何ら異なることはなく、刑事事件の捜査・公判の過程において作成・取得された文書といえることから、当該文書は、刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

よって、本件開示請求に係る行政文書は、「訴訟に関する書類」に該当するため、刑訴法第53条の2第1項の規定により法の適用が除外されると認められる。

なお、審査請求人は、「個別の刑事事件とは別に、判決後の実刑収容の実態として、刑の執行確保に重大な支障が生じている状態が発生しているかどうかを調査した文書は存在すると思われるところ、そのような趣旨で作成された文書は「訴訟に関する書類」には該当しないといえる。」旨主張するが、前述のとおり、当該資料は、判決後の実刑収容の実態として、刑の執行確保に重大な支障が生じている状態が発生しているかどうかを調査した結果として作成された文書ではなく、あくまでも、保釈請求があった際に検察官の意見書と併せて裁判所に提出する捜査報告書を作成するための基礎資料として作成された文書であるため、審査請求人の当該主張をもって当該文書の「訴訟に関する書類」該当性を否定することはできない。

第5 結論

以上のとおり、本件対象文書は、刑訴法第53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の適用が除外されるため、原処分は妥当である。